

会 長 談 話

本日、当会は、当会会員に対し、有印公文書偽造罪（刑法第155条第1項後段）及び同行使罪（同法第158条第1項）並びに業務上横領罪（同法第253条）に該当する行為を行ったことが「品位を失うべき非行」（弁護士法第56条第1項）に該当するとして、懲戒請求いたしました。

同会員は、平成24年10月1日、大阪地方検察庁によって、有印公文書偽造罪及び同行使罪の疑いで逮捕されたことが報道されています。

今回の懲戒請求は、逮捕された事案とは別件であり、当会において、調査して判明した事案です。

当会は、弁護士が市民に信頼される存在であることを目指しており、所属する弁護士に対して自覚ある行動を求めていますし、犯罪行為に及ぶことは言語道断です。一部会員の行為によって弁護士全体あるいは弁護士会の信頼が害されることは、大変残念なことです。

当会としては、今後、会員の倫理意識を一層高め、会員一人一人にさらなる自覚を求めるべく、努力を重ねる所存です。加えて、原因の究明に努め、市民窓口制度及び会員サポート窓口相談制度の充実など、再発防止のため当会としてとりうる対策を検討し、直ちに実施してまいります。

2012年（平成24年）10月3日

大阪弁護士会

会 長 藪 野 恒 明